

第2回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年11月24日（火）15：00～

場所：熊本テルサ 1階「テルサホール」

開会時間 15時00分

終了時間 16時50分

○出席委員等（26名）

会 長 桑 原 隆 広

副 会 長 上 野 眞 也

委 員	竹 原 孝 昭	江 藤 正 行	上 村 恵 一
	牧 野 光 明	赤 星 香世子	崎 元 達 郎
	林 美 貴	岩 永 則 勝	植 村 米 子
	大久保 太 郎	大 澤 一 史	織 田 幹 夫
	新 立 順 子	中 尾 保 徳	堀 義 徳
	南 景 子	村 上 一 也	森 日 出 輝
	森 徳 和	吉 村 一 郎	米 村 昌 昭
	植木野 史 貴	池 部 正 剛	祐 名 三 佐 男

オブザーバー

塩 塚 誠 二

○欠席委員等（2名）

戸 内 敏 喜 安 和 秀

第2回熊本市行政区画等審議会

日時：平成21年11月24日（火）15：00～

場所：熊本テルサ1階「テルサホール」

会議次第

1 開会

2 会長挨拶

3 委員紹介

4 議事

(1) 合併協議会での協議結果の報告について

(2) 「合併特例区」と「政令指定都市の区制」について

(3) 区役所の機能について

(4) 行政区画の編成及び区役所の位置の検討に当たっての基準について

5 その他

6 閉会

開会時間 15 時 00 分

司会

それでは定刻になりましたので第2回 熊本市行政区画等審議会を始めさせていただきます。本日はご多忙の中御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

早速ではございますが、本日配布いたしております資料の確認をさせていただきます。お手元に1枚もので「会議次第」「席次表及び出席者名簿」それと冊子で「審議会 会議資料」「参考資料」そして「富合町、植木町、城南町 新市基本計画概要版」「熊本市域図」以上8種類の資料を配布いたしております。また昨日の視察にご欠席された委員のお手元には視察資料ファイルを配布しております。不足等ございましたら事務局までお申し出いただきたいと存じます。ご確認ありがとうございました。それでは、お手元に配布いたしております会議次第に従いまして進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして桑原会長からご挨拶をお願いいたします。

桑原会長

皆さん、こんにちは。第2回目の熊本市行政区画等審議会を開催させていただきたいと思います。昨日はお休みのところにも関わりませず城南町、旧富合町、それから植木町の3つの地域の視察に13名の方に参加いただきましてありがとうございました。またそれぞれの町の町長さん、区長さん、担当者の皆さん懇切丁寧なご説明をいただき、また現地をご案内いただきまして私たちもつぶさにそれぞれの地域の状況を見ることができました。この場をお借りしてお礼申し上げたいと思います。本日はお手元にお配りさせていただいているような会議次第に基づきまして4つの議事を進めさせていただくことになるわけです。(1)、(2)、(3)とありますが、特に(4)はこれからこの審議会が作業を進めますにあたって行政区画の編成及び区役所の位置をどうするかということについての基準をこれから決めていって、そしてそれに従って事務局に案を準備していただいて、そして検討するということになるかと思いますが、その一番基本となる基準づくりの作業に本日から入りたいと考えております。皆様方のご意見をいただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。それではここで今回が初めてのご参加となられます委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたしますので自席でご起立のうえ一言ご挨拶をお願いいたします。

それではまず崎元 達郎 様でございます。

崎元委員

崎元です、どうぞよろしくお願いいたします。

司会

続きまして中尾 保徳 様でございます。

中尾委員

中尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。それでは議事に入ってまいります。熊本市行政区画等審議会要綱第5条第1項の規定により「会長が会議の議長となる。」となっておりますのでここからの進行を桑原会長にお願いいたします。

会長

早速ですけれども議事に入らせていただきたいと思います。最初に審議に入ります前にこの会議の成立につきまして事務局からご報告をお願いします。

事務局

事務局の平塚でございます。本日は委員28名のうち26名の委員の皆様にご出席をいただいております。従いまして熊本市行政区画等審議会要綱第5条第2項の規定により本日の会議が成立していることをご報告いたします。

会長

ありがとうございました。ただ今のご報告のとおり本日の会議は成立しているということですので会議に入らせていただきます。議題はお手元にお配りしてありますように4つ準備されておりますが、順番に進めさせていただきます。

最初に1番の「合併協議会での協議結果の報告について」ということでございます。第1回目のこの審議会で委員の皆さんからお話がありましたようにそれぞれの合併協議会の中でどのような議論がなされたのか、さらにはどのような協議の結果となっているのかにつきまして最初に事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

失礼して着座のままご説明させていただきます。審議会資料の4頁をお開きいただきたいと存じます。まず、城南町と植木町との合併協議項目でございますが、城南町とは平成20年10月2日に、植木町とは12月4日にそれぞれ法定協議会を立ち上げましてそれぞれ7回の審議を行いまして以下の項目につきまして協議が整っているところでございます。まず、4頁5頁にそれぞれの協議項目を記載させていただいておりますけれども、この中で1の「合併の方式」につきましては両町、さらに昨年10月6日に合併いたしまし

た富合町も含めまして熊本市への編入合併という方法を取らせていただいております。それから後ほどご説明いたしますけれども、協議項目の8番でございます。「地域自治組織等の取扱い」について、これは3町とも合併特例法に基づきます特例区を設けるということで協議が整っているところでございます。各町で取扱いが違いますのが6番の「議会の議員の定数及び任期の取扱い」でございます。これは議員の皆様の身分にかかわりますことからそれぞれの議会の代表の方で議員専門部会を設置いたしまして協議いただいております。これには4つの選択肢がございまして、1つが次の市議会議員選挙まで議員の身分を有する、いわゆる在任特例ということでございますけれども、最終的にはどの町もこの選択はなさっていらっしゃいません。もう一つの選択肢が合併特例法第8条第2項に基づきます定数特例でございます。これは次の市議会選挙までいわゆる熊本市の条例定数に町の人口を案分いたしまして定数を加算する方法でございます。その町域が選挙区となるものでございますが、これにつきましては植木町が第8条第2項及び第5項を取っておられます。3番目といたしまして合併特例法に基づく定数特例でございます。これは次の次の選挙まで定数特例を設けるものでございまして、これは旧富合町がこの方法を取られておられます。最後にこの定数特例を取らないという選択肢もございますが、これは城南町が選択をされておられます。いずれにいたしましても議員の全員あるいは大多数の方が合併と同時に失職するわけでございますので非常に重い決断をされたというふうに私共は受け止めているところでございます。

5頁をお願いいたします。5頁の下に合併に際しましてはそれぞれの町域を対象といたしました新市基本計画、今後10カ年の計画でございますがこれを策定いたしております。時間の都合上個々の説明は割愛させていただきますけれども、お手元にそれぞれの新市基本計画を配布いたしておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。5頁の一番下、植木町ではこれらの協議に加えて「政令指定都市移行に関する事項について」というのを協議しております。昨日ご視察をいただいた委員の皆様には植木町の説明とかぶる部分も多々あるかと思いますが、一応ご説明をさせていただきます。6頁をお願いいたします。植木町の合併協議会では、本年の5月25日に「区役所の位置を本協議会としては植木町役場庁舎とする」ということを承認されております。昨日の植木町の説明にもございましたけれども、この協議につきましては昨年の4月に設立いたしました研究会、いわゆる任意協議会に代わるものでございますけれども、この当時から植木町さんとは協議を続けておりまして7頁以下の手順に従って協議を進めたところでございます。

7頁につきましてはこの区画審議会の流れをご説明しているところでございます。

8頁をお願いいたします。まず区役所の位置を検討するにあたっての留意点についてそれぞれ比較、検討したところでございます。まず既存施設の活用でございます。政令指定都市移行までの限られた期間内に区役所の体制を整備する必要がありますことと行財政状況も考えますと市有施設など既存施設等の有効活用を最大限考慮する必要があるということで、現在の植木町役場庁舎につきまして検討を行ったのが9頁でございます。植木町役

場は敷地面積が2万5千㎡、建物の総床面積が約6千㎡、設置時期が平成3年と比較的新しい施設でございます(2)で新設をいたしております他の政令指定都市の区役所の規模と比較しましても区役所のキャパシティとしては優れているということをここで検討したところでございます。更には9頁②で書いておりますように来客用の駐車場を240台保有されておりました十分な駐車スペースがあるということも検討したところでございます。10頁をお願いいたします。次に交通の利便性というのも検討いたしております。植木町役場はすぐ横を国道3号が通っておりまして、これは一日に九州産交のバスでございますけれども100本通るということで利便性もあるということでございます。また自家用車を利用した場合、現在熊本北バイパスが飛田バイパスから国道3号まで整備が進められております。さらには植木バイパスも整備が進められておりますから将来はさらに利便性は高まるということ③で検証したところでございます。それから⑤でございますけれども、市民の日常生活における利便性でございます。植木町役場のすぐ隣には生涯学習センターがございます。さらには総合病院、金融機関、商業施設等が集積しております住民生活における拠点性が確保されているということ⑤で検証しております。以上のことを踏まえまして先ほどご説明いたしました法定協議会の結論といたしましては本協議会として植木町役場庁舎とするということ結論付けたところでございます。

一方、城南町でございますけれども、11頁をご覧くださいと思います。本年5月22日の第7回の協議会の議事録を抜粋して掲載させていただいております。この時に城南町の委員さんの方からアンダーラインを付けさせていただいておりますけれども、「区役所については富合と城南を一つの地域として是非設置していただきたい」という要望がなされております。これに対しまして会長の幸山市長はここに記載のとおり回答しております。一番下の欄でございます。「審議会を設置いたしました際にはただいま城南町からということで出されましたこの要望につきまして、確実に審議会の中で報告をさせていただきたいと言うふうに考えておりますし、その要望を受けて審議していただくようお願いをしまいたいというふうに考えております。」ということ法定協議会でお答えしたところでございます。12頁をお願いいたします。このことにつきましては本年の10月13日でございます。城南町長、議長、並びに囑託員会長の連名で同様の趣旨が要望書という形で市長宛てに提出をされているところでございます。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。ただ今ご説明がありましたようにそれぞれの合併協議会において決定された項目、それから区役所の位置等についての審議の経過、結果についての報告でした。これはすでに終了した合併協議会についての報告ということですが、委員の皆様から何かご質問がありましたらお願いします。いかがでしょうか？

はい、牧野委員。

牧野委員

植木町の議長の牧野でございます。そういう経過になっておりますし、是非とも私共は区役所の設置をお願いしたいと思ひますし、旧北部町とは以前からお付き合いが深くありますのでそのことも含めまして是非ともこの町民の願いをお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

会長

具体的な位置を議論する場はこの後作っておりますのでまたそこでただ今のご意見も踏まえさせていただきたいと思ひます。

他にご質問ありませんでしょうか？よろしいでしょうか？

そうしましたら次の議題に移らせていただきたいと思います。次の議題は「合併特例区」と「政令指定都市の区制」について」ということでございます。これは前回ちょっとご質問がありましたけれども、合併特例区と政令指定都市の区の制度の双方の関係が解りにくくなっているかと思ひますのでそうしたことも踏まえまして事務局からご説明をお願いしたいと思います。

はい、事務局。

事務局

資料の14頁をお開きいただきたいと思います。14頁の表の左側が政令指定都市の区でございます。右側が合併特例区でございます。まず、政令指定都市の区というのはあくまでも市の内部組織でございます。区長というのは一般職でございます。一方、合併特例区というのは合併特例法に基づいて作ることができるようになった組織でございます。いわゆる広域連合でございますとか一部事務組合と同じような特別地方公共団体でございます。この区長は特別職でございます。規約に定めます一定の事業を一定の期間に限っておりますけれども決定する権限を持っております。主なものといたしましては合併特例区の決算の調整でございますとか、規則の制定、予算の調整等の権限がございます。また合併特例区協議会、自治体という議会に相当するものでございますが、ここにも議会ほどではございませんけれども一定の権限が与えられておりまして予算、規則の同意権、あるいは決算の認定権というのがこの合併特例区協議会に与えられているところでございます。なお、合併特例区は専任の職員を置くことができないというふうに定められておりますので支所の職員が事務局職員を兼務いたしております。15頁に具体的には比較表を記載させていただいております。まず、合併特例区は法人格がございますが、政令指定都市の行政区はあくまでも市の内部組織でございますので法人格はございません。事務処理組織でございますけれども只今申し上げましたように専任の職員を合併特例区の場合置くことが出来ませんので総合支所の職員が兼務をいたしております。区役所には当然専任の職員がいるということでございます。設置期間でございますけれども、合併特例法で5年以内とい

う定めがございますので合併特例区は5年以内で消滅するということでございます。設置の区域でございますけれども、これは14頁に記載しておりますようにこの合併特例区を作る目的というのが地域の住民の皆様が合併に伴う不安を解消するとともに新市の一体性の確立に向けてのソフトランディングを図る目的として作られた制度でございますので区域は合併市町村区域というふうになります。一方、政令指定都市の行政区の区域というのは本審議会に諮問していますとおりこの審議会で区割りをお願いすることになります。次に区長でございますけれども、区長は先ほど申し上げましたように合併特例区は特別職、政令指定都市の行政区の区長は一般職でございます。予算の編成権は両方ともございます。人事権は合併特例区の区長は合併特例区の事務局内は併任でございますけれどもこの人事権はございます。政令指定都市の行政区の区長は一般職でございますのでこれはございません。大きな2番ですけれども、このような制度を取っているのが岡山市の北区でございます。この表をご覧くださいますと岡山市の北区の中には建部町と御津という2つの合併特例区を持っております。ここに記載しておりますとおり合併特例区の職員というのは支所の職員が兼務しているということで旧町時代の独自の祭りでございますとか文化伝統行事、さらには施設の管理等をこの合併特例区で行っているということでございます。16頁をお願いいたします。3町との合併協議で定めましたいわゆる熊本市の3つの町の合併特例区の事業をここに記載させていただいておりますが、公の施設の管理でしたり、地域の祭りというようなものを中心に合併特例区は規約を定めまして県知事の承認を得て今この業務に当たられているところでございます。富合町だけがハード事業をやっておられまして、4番でございます。昨日ご覧いただいた委員さんはご存知かと思っておりますけれども、「九州新幹線総合車両基地に関連する事務事業」本体事業は支援機構がお作りになられておりますけれども、例えば富合新駅の前の広場の整備でございますとか、用排水路の付け替えあるいは里道の付け替え工事等はこの支援機構から受託を受けましてこの合併特例区で事業を進められているところでございます。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございました。合併特例区と政令指定都市の区についての違いについての説明でした。前回ご質問いただいたのは吉村さんでしたか？よろしいでしょうか？他の委員さんもただ今のご説明でよろしいでしょうか？

どうぞ、崎元委員。

崎元委員

この合併特例区というのは今存在するのですか？いつスタートして5年というふうになっているのでしょうか？

会長

はい、事務局。

事務局

合併の日同日ということでございますので、富合の合併特例区は昨年１０月６日から発足をいたしております。城南、植木両町につきましては、来年の３月２３日が合併の期日でございますのでこの日付をもって立ち上げるよう今準備を進めているところでございます。

会長

他にいかがでしょうか？よろしいでしょうか？

それでは、次の議題に移らせていただきたいと思います。議題の３番目は「区役所機能について」ということです。区役所が出来た場合に一体そこでどういう仕事をするのか、住民サービスがどうなっていくのかということについては委員の皆様にもご理解していただく必要があるかと思えます。この審議会の審議事項で区役所の機能について審議するというわけではありませんが、今後の区の設置と区役所の位置の決定についてはいろいろと影響があるかと思えますので、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 どうぞ。

事務局

１８頁１９頁をお開きいただきたいと思います。まず、区制度の意義と区の所掌事務につきましては前回ご説明いたしましたので説明は省略させていただきます。１９頁をご覧ください。他の政令指定都市ではいわゆる小区役所制を取っておりますのが８市ございます。また、大区役所制を取っているのが１０市ございます。この小区役所制と大区役所制のメリット、デメリットについてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、小区役所制のメリットでございますが、簡素なサービスを提供しつつ効率的な行財政運営が可能になるというのがメリットでございます。それから多くの事務を本庁で一元的に管理するために地域の格差が出ないというのがメリットでございます。一方、地域で処理できる事務が限定的となりますことから市役所に行かなければならないこともあるというのがデメリットでございます。

次に大区役所制のメリット、デメリットは小区役所制のひっくり返しでございますけれども、大区役所制のメリットといたしましては区役所で完結できるサービスが多くなるということでございます。さらに土木とか農政といった専門的なサービスの提供もこの区役所で行うことが可能となるというのがメリットでございます。一方、デメリットといたしましては、組織や人員が大きくなりやすく、事務の効率化が図られにくくなるという

デメリットもございます。また、既存の施設では手狭になるために新しい庁舎の建設も必要になるというデメリットもございます。また、区役所の出先機関として出張所を置くことができるということになっておりまして、この出張所では他都市で申しますと区役所まで出向かなくても済む程度の簡単な事務を処理されていらっしゃると思います。

20頁21頁をお開きいただきたいと思います。現在熊本市の執行部が考えている熊本市の区役所の機能の案でございます。まず20頁で大きな5つの基本方針を策定したところでございます。まず①でございますけれども、本庁の業務は市全体にかかる政策企画や総合的な管理調整、さらには個別な専門性が必要な業務などに絞りこませていただきたいというふうに考えております。②番目としまして区役所で窓口サービスが完結するような体制を取ることで住民の利便性を向上させる、いわゆる大区役所制を基本方針とさせていただきたいというふうに考えております。さらには③といたしまして区役所を中心といたしまして区ごとの特色あるまちづくりのための支援を行うということが③でございます。さらには地域によりましては市役所から逆の方向に区役所を設置するような地域ができることも多々あるかと思っておりますので、区役所で行う市民サービスについては原則としてどの区役所においても利用できるような体制を取るということでございます。具体的な説明は後ほどさせていただきたいと思っております。⑤番でございます。区役所の窓口機能を補完する出張所を設置して住民の皆様の利用ニーズの高い住民票等の証明書の交付業務や公立公民館の管理運営等の業務を行うということをさせていただいております。イメージといたしましては21頁に記載しているとおりでございます。本庁は管理部門、あるいは専門的な業務に限定をさせていただけたらというふうに考えております。

見にくいですが、22頁をお願いいたします。22頁A4横でございますが、区役所の機能案を作らせていただいております。まず、総務企画部門でございますけれども、区の統括管理をするとともに文書管理でございますとか財産管理、さらには地方自治法で区役所には選挙管理委員会を置くものとするというふうにされておりますので、この総務企画部門に選挙管理委員会事務局を兼務で持たせたいというふうに考えております。従いまして、投開票業務等につきましては各区ごとに行われるということでございます。さらに先ほど申し上げましたように区の特色あるまちづくりを支援するために区の地域振興事業の支援を行うセクションをおきまして区の広報広聴、あるいは自治会との連絡調整、さらには各種の総合相談窓口等を設置できればというふうに考えております。次の市民生活部門は現在市役所の市民課で行っております住民基本台帳でございますとか戸籍等のサービス、これをこの区役所で行いたいというふうに考えております。次の税務関係部門でございますけれども、税務関係につきましては国への報告等の調整、あるいは滞納の整理処分以外のすべての税務の部門を区役所で行いたいというふうに考えております。具体的には市民税、資産税、都市計画税につきましては賦課、さらには各種の証明、納税相談等を行いたいというふうに考えております。次に健康福祉部門でございますけれども、区役所には福祉事務所、保健福祉センターを設置するということにさせていただきたいと思っております。

す。現在市役所には福祉事務所は1つしかございませんので市役所の本庁内にございますけれども、区役所が出来ますと各区に福祉事務所長を置きまして福祉事務長の権限で決裁できる、例えば保育園の入退所業務であるような業務につきましては各区で完結するような体制を取りたいというふうに考えております。さらにはここに記載しておりますように国民健康保険でございますとか後期高齢者医療保険、さらには介護保険というような申請等はすべて区で受付処理するというような体制を取りたいと思っております。次に産業振興部門でございますが、全て区というわけではなく農業従事者が多い区には現在の熊本市の農林水産部の機構、生産流通に関する業務でありますとか耕地課が所管する業務を区に下ろしまして、いわゆる土地改良事業等の業務、さらには水田農業確立対策事業、いわゆる転作でございます。こういうような業務も区で行いたいというふうに考えております。次に土木部門でございますけれども、各政令指定都市の区に聞きますと、区の住民の方々から要望の7割から8割がここに記載しておりますような歩道の新設改良でございますとか、反射鏡、いわゆるカーブミラーでございます。さらには照明灯、舗装の打換・新設、このような要望が非常に高いというふうに聞いておりますので、予算そのものは土木センターに置きますし、人間も土木センターに置きますけれども、土木センターの職員に区の職員の兼務辞令をかけまして区長の権限でこの道路の維持、補修を中心とした業務を完結するということで住民の皆様の要望にお応えしていきたいというふうに考えております。さらには区役所から遠い場所につきましては出張所を設けまして先ほど申し上げましたような証明書等の交付業務等を行えたらというふうに考えております。説明は以上でございます。

会長

ありがとうございます。区役所の機能を分けても大きく2種類ありますと。住民の身近な行政サービスを中心に仕事をする小区役所とそれにプラスして保健や福祉、土木ですとか産業振興とかそういったものも含めた総合的なまちづくりをやるような大区役所にしているところの2種類ありますというご説明でした。大きな傾向としては平成の大合併以降、政令指定都市になったところはほぼ大区役所制を取っております。例外として静岡市と堺市が小区役所制をとっておりますが、静岡市はスタートは小区役所制だけでも近いうちに大区役所制に移るということを表明しております。そのような中で熊本市としては大区役所制をとりたいということでこれは市としてそういう基本方針をすでに策定したというご説明でした。これから区割りや区役所の位置を議論していくにあたってはこの区役所の役割というのも皆さん方の頭においていただく必要がありますのでご説明をいただいたわけではありますが、何かご質問、ご意見お有りでしたらお願いいたします。

織田委員、お願いします。

織田委員

区役所の機能に教育関係が入っておりませんが、これは従来どおり教育委員会が熊本市全体を統括するということで入っていないというふうに捉えてよろしいのでしょうか？

会長

お答えをお願いします。

事務局

教育には学校教育と社会教育の大きく2つあると思いますけれども、学校教育にしましてはただ今委員がご質問のとおりでございます。ただ、社会教育にしまして申し上げますならば今公民館を中心に各種講座等行われていると思いますけれども、この公民館の所管は区に移すということでまちづくり支援業務の一環としてこの区役所のまちづくり推進部門が担当することになるかと思えます。

会長

よろしいでしょうか？他にいかがでしょうか？

はい、赤星委員。

赤星委員

児童相談所は政令都市になったら1つできるというような噂を聞いておりますけれども、今スクールソーシャルワーカーが学校に配置されているんですが、その中で虐待のケースとかいろいろキャッチするんですけども、これを見ますと福祉事務所がそういう家庭における家庭と学校の連携した中でこの児童支援が今現在はスクールソーシャルワーカーは児童相談所と連携を取っているんですが、児童相談所もう満杯なんです。それでよければ大区役所制になる中で児童相談所の機能も持ったような福祉事務所のあり方とかそういうのが考えられないかなと思っておりますけれども。

会長

そのあたりはいかがでしょうか？

事務局

児童相談所は法律が変わりまして一般市でも受けることができるようになりまして現在熊本市では交通局の横に子どもセンターという名称でございますけれども新たに作る予定といたしております。委員ご質問のいわゆる児童虐待等の連絡につきましては保健福祉センターの保健士が担っておりまして学校のスクールソーシャルワーカーあるいは児童相談

所、さらには必要がある場合は警察と連携を取ってこの問題処理に対応していると思いますけれども、先ほどご説明いたしましたように区役所の中には現在の保健福祉センターも中に入っておりますので当然その中には保健士が配置されることになろうかと思います。そういうところで連携を取りながら進めさせていただきたいというふうに考えております。

会長

よろしいでしょうか？児童相談所が県から市に移ることによって市の中で対応が可能になると。区役所も保健センターも連携してということですね。

他にいかがでしょうか？

はい、岩永委員。

岩永委員

富合の岩永でございます。24頁から25頁にかけてお尋ねをいたします。一応考えとしては人口としてはどのくらいの規模を考えておられるのかが一つと、地域の面積そういうものについても十分配慮していかなければいけないというふうに思いますのでその点もお聞かせをお願いしたいと思います。それからこれは私の考えで申し上げますけれども、今日の熊日に昨日の結果について大きく報道がされました。城南の八幡町長さんは富合と一緒にということ考えているとありましたけれども、その新聞を見られて私のところにもいろいろ電話が掛かってきましたし、そのところが私たちにはわからないところがあるわけです。城南の方はそう言われていますけれども、まだ富合については認識が出来ていないと思いますので、こういうものについては慎重に意見交換をさせていただいて決定をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

会長

ありがとうございました。新聞記事につきましては城南の町長さんとか富合の特例区長さんがお話しされたことを中心に書いてあったと思いますが、審議会としてどうこうコメントしたということではありません。今おっしゃったお話につきましては次の議題の4番のところに合わせて議論させていただきますので、しばらくお待ちいただけたらと思います。

3番の区役所の機能については他にございますか？

はい、崎元委員。

崎元委員

重要性は今後の議論にかかるのでわかりませんが、言葉として小区役所制、大区役所制という言葉が出てくるんですけれども、これの明確な定義が今のご説明ではよくわからない。人口とか地域の広さ、あるいは区役所の権限の大きさ、密にかかってくると思

うんですけれども、何か明確な定義がございましたら教えいただきたいと思います。

会長

では、事務局お願いいたします。

事務局

説明を飛ばしまして申し訳ございません。18頁をお開きいただきたいと存じます。いわゆる小区役所制、大区役所制というのは委員ご指摘のように権限、機能に関しての小さ大でございまして、区の面積とか人口とかには関係ございません。具体的には法令により区及び区長が処理することとされている事務、これはごく限られております。戸籍法でございましてか住民基本台帳法、現在市役所の市民課で行っております業務の一部でございまして、従いまして地方自治法では市長から区長へ事務を委任する事ができるとなっております。他の政令指定都市では基礎的な住民サービス、市民課業務ですとか福祉業務、こういうのに限って権限を区に下ろしているのが小区役所でございます。これに加えて先ほどご説明申し上げましたように農業でございましてか、土木など専門性を必要とするような業務、ここまで区長の裁量で処理できるというような権限を区長に下ろしているのが大区役所と一般的に言われている制度でございまして、明確にこういうのが小だ、こういうのが大だという規定はございません。

会長

よろしいでしょうか？

はい、どうぞ。

崎元委員

22頁に先ほどご説明いただきましたように市そのものと区役所の機能分担ということでご説明いただいたんですけれども、今後の議論の中でもう一つ皆さんの頭に過るというような重大なことは区が大きくなった場合の出張所を市民の利用ニーズの高い窓口サービスという比較的に抽象的な表現になっていますけれども、区役所と出張所の業務分担、つまりある程度区域が大きくなった時に出張所をどう設けてその出張所はどれだけの住民サービスをするかということがある程度見ていないとなかなか割りにくいということもございますので、今すぐにお答えをいただく必要はございませんけれども、その辺の情報をしっかりお伝えいただきたいと思います。

会長

事務局お願いします。

事務局

委員のご質問の件につきましては、今市役所内でワーキンググループを作って市民課、教育委員会、さらには税務課この辺でどこまでの権限を出張所に持たせるかという検討をやっておりまして年内には結論を出したいというふうに考えております。

会長

市民の皆さんが心配されているのは、区役所が出来たら今の支所とか市民センターとか無くなってしまうのではないかとということを心配されている人が結構いるんですけども、それをみんな無くすのではなくて必要に応じて出張所は置きますと。支所も残しますということですね？

事務局

はい。

会長

それともう一つは20頁の基本方針の④に書いてありますように区役所で行う市民サービスは原則としてどこの区役所でも利用出来ますよということがありますので、何々区になったら隣の区は利用できないということではない。むしろいろいろなサービスの範囲が広がるんですよというようなことのようなので。そういうことでいいんですよね？

事務局

今会長が支所という名前を使われましたけれども、支所と出張所があるとサービスが違うように思われがちですので、名前は出張所という形で統一をさせていただきたいと思えます。ただ、格別に遠隔になるというような出張所につきましてはそこに持たせる機能というのは検討させていただきたいというふうに考えております。

崎元委員

よろしいでしょうか？

会長

はい、どうぞ。

崎元委員

今のタイムスケジュールですけれども、年内に検討の結果を明らかにするということなんですけれども、区割りとかかなり関係するんです。ですからある程度区割りをする前にそういう情報がないと判断がつかない部分も出るかと思うんですけれども、いかがでしょう

か？

会長

事務局お願いいたします。

事務局

出来るだけ早く取りまとめたいと思っております。

会長

具体的に細かな配置は別として基本的な考え方を示していただければということですね。

竹原委員

崎元委員がおっしゃるようになるべく早くそういう内容的なことを出して下さいということです。

会長

では、そういうことでよろしいでしょうか？

事務局

はい。

会長

ではよろしく申し上げます。

他にご意見ございませんか？それではただ今委員の皆さんからいただきましたご意見やご質問も踏まえた上で市民の皆さんに最善のサービスが提供できるような機能を持つ区役所という観点から今後検討を進めていただきたいと思います。

それでは、4番目の議題に移らせていただきたいと思います。4番目は「行政区画編成及び区役所位置の検討にあたっての基準について」ということです。この審議会の当面の大きな役割は区の編成と区役所の位置ということでありまして、これから審議を深めていくわけでありすけれども、そうした際にどういうことに着目しながら、あるいは注意しながら考えていくかということでこうした基準を今後作りたいというふうに考えております。事務局から資料に基づいてご説明をお願いしたいと思っておりますけれども、資料では23頁に（４）ということで「既存の政令指定都市の例」ということでこれまで政令指定都市に移行した市がどういった基準を持って行政区の区割りを検討したか、さらには区役所の位置について検討したかということについてまとめていただいております。これは前回の第1回目に事務局で簡単にはご説明いただいておりますが、今日はこれから私たち

が熊本市についての基準を議論していく、又は検討していくんだという観点から事務局からご説明を聞き皆さんにご意見をいただきたいというふうに思っております。大きく2つ、24頁の①の方が行政区画編成の検討にあたっての基準について既存の政令指定都市での考え方をまとめたもの。25頁の②が区役所位置の検討に当たっての基準について既存の政令指定都市が採用した考え方ということで例をあげておりますので、最初にこの項目について説明をいただいて議論をしていきたいと思います。①の行政区画編成に当たっての基準につきましては、1番から4番までありますけれども、順番の項目ごとに事務局から説明していただいて、項目ごとに皆さんのご意見をお伺いしていく。②の区役所位置の検討の基準につきましては、ボリュームが少ないのでまとめて説明させていただいて議論していただくというそういうふうなやり方で進めていきたいというふうに思います。ということで24頁の①から順番に事務局からご説明をお願いいたします。

事務局

まず「人口規模」でございますが、ここに記載しておりますように各市とも概ね10万人から20万人程度を基準とされております。もちろん基準外の小さな区というのも存在しております。恐れ入ります、参考資料の6頁をお開きいただきたいと思います。こちらに合併特例法以降の政令指定都市の区の人口、区の面積、さらには区に配置しております職員数を書かせていただいております。10万人から20万人という基準を設けて埼玉の場合は一番多いところで16万6千人の人口、少ないところで8万2千人という区割りをされております。静岡市ではほぼ25万人程度、20万人以上で揃えられまして3つの区を設けられておられます。堺市では前回もご説明申し上げましたが、美原区3万9,249人という合併した町の1つの区を単独区というふうに取り扱われております。このような5万人未満の区を作っておられますのが堺市さん、浜松市さんの天竜区、さらには新潟市さんの南区でございます。この人口は平成17年度の国調人口でございます。現在人口が一番少ない区は浜松の天竜区でございます。なぜ10万から20万を基準と定められているのかと言いますと、一番右のところに職員一人当たりの人口を記載させていただいております。さいたま市から堺市は小区役所制を取っておられます。従いましてだいたい150人ぐらいが一つの区の職員数の目安でございます。浜松以下は大区役所制を取っておられまして、200人程度が一つの目安というふうになっております。中に職員数が極端に多い岡山市さんの北区などの例がございますけれども、これは先ほど合併特例区のことをご説明しましたように合併町村を含んで支所を数多く抱えられているということで職員数も多く配置されておられまして、区役所本体に勤務する職員数はだいたい小区役所で130名から150名程度、大区役所と言われている区で170名から200名というような配置になっております。人口が小さな区というのは第1回目の審議会で大久保委員からご質問がありましたように一つの政令指定都市で大区役所と小区役所がある市はないとお答え申し上げましたけれども、これは住民サービスでバランスを欠くという意味でどこも

大区役所なら大区役所、小区役所なら小区役所という形で処理されておまして、例えば堺市の美原区と人口が一番多い北区でございますと職員一人当たりの市民の数が美原区では441人に対して北区ではこの約2.3倍の1,035人に一人という配置になっております。浜松の天竜区では、真ん中の南区というのが一番一人当たりの住民数が多い区でございますけれども、803人に対して天竜区は141人ということでこの差が5.7倍でございます。新潟市の南区と中央区を比較しますと2.5倍というような格差が出ておりますので、職員の効率的な配置を考慮した場合できる限り区の人口というのが平均的に揃えた方が、これは行政の組織上の話でございますけれども配置しやすいというようなことが言えるかと思えます。人口につきましては以上でございます。なお、26頁に参考資料といたしまして各都市が区割りに当たっての考え方、基準というのを設けられておりますけれども、静岡市さんの場合は20万人から25万人、新潟市さんは概ね10万人、浜松市さんは10から20万、岡山市さんは15万人から20万人という基準を設けて区の編成に当たられておられます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。これから区割りを考えていくに当たってはそれぞれの区の人口というのは判断の大きな要素の一つになっていくかと思えます。今ご説明をいただきました、また他の政令指定都市の例も見ていただきましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか？

竹原委員

たたき台が出来ないと議論はできないでしょう。

会長

進め方として今日議論をいただいて次回に判断の基準といったものの案を事務局にここに出していただこうかなと思っております。それを皆さんにご了承いただけたらそれに基づいて実際の区割りの案を作っていくというふうにしようかと思っておりますが、いかがでしょうか？

竹原委員

あくまでもそれまでの地域の人たちの意見を。

会長

そうですね。では、上野副会長。

上野副会長

参考資料の6頁でご説明いただきましたけれども、九州の政令指定都市のところを拝見しておりましたら、例えば北九州市、福岡市7区今あるんだと思うんですが、一番小さいところが220とか260、大きいところが400ぐらいありますね。比較的小区役所ですと先ほどのご説明のように業務を一定化しているので職員の数のそうは変わらないと思うんですが、小さいところと大きいところで100以上違う。これは相当業務が違っているということなんでしょうか？もし、お解りであれば例えば北九州市とか福岡市で違っている原因あたりを教えてくださいなと思います。

会長

事務局、いかがですか？

事務局

北九州市、福岡市は私共が考えております土木職の機能の考えと違いまして、土木職自体を区役所に配置しております。従いまして北九州市でございますと700名ぐらい、熊本市は400名ぐらいの土木職員でございますけれども、これを区役所に配置しておりますことから特に道路が多い区には職員が多く張り付けてあるというふうに聞いております。さらには出張所を設けているところ、この出張所の職員もこの職員の中に入っておりますので400を超えているようなところは出張所を設けているところか、あるいは土木職員が多くいるかというような区でございます。

会長

よろしいでしょうか？

他にいかがでしょうか？片方で住民の利便性を考えなければいけないという反面、片方では行財政の効率性、そういったものとのバランスを考えながらというふうに私も思います。ですから今上野副会長がご質問されたことに関連して言いますと、浜松市で一番小さいのが天竜区というのが人口が4万1千人、しかしながら区役所の定数が291人になっておりまして、これはたぶん天竜区というのはいくつもの小さい中山間地の町村が合併したところですので集落が点在していて、且つ支所も配置しなければならないとかそんなことがあると思います。ですから、地域地域の事情というのも考えないといけないかなと思いますが、片方でこうやって数字を見れば人口4万1千人のところに291人も配置する必要があるのか？というようなことで他所の自治体のことですけれどもそういう疑問は持ちます。

他にいかがでしょうか？

はい、米村委員。

米村委員

まず、熊本市をいくつかの区にするのかというのが先決問題だと私はと思いますが、市役所の方は構想と申しますか、熊本市は今のところいくつかの区に分けるというような構想を持っておられますか？

会長

いかがでしょうか？

事務局

持っておりません。区の編成につきましては、この審議会に市長が諮問しておりますのでこの審議会の議論の中で区の数はいくつにするかというのをご議論いただきたいというふうに考えているところでございます。

会長

はい、牧野委員。

牧野委員

区割りの関係については人口だけでもいけないというふうに思います。やはり地域のサービスを今以上に作らなくてはいけないというのが基本だろうと思っております。それによって面積やら人口やらそういうのを加味してトータル的にその地域の人たちが区役所ができることによって素晴らしい区役所が出来たと言われるような評価ができるようなものを作っていたきたいと私はそういうふうに思っておりますので、政令市になって本当に良かったと結果が出るような方法を作っていたきたいと思います。私達の要望は法定協の中を十分に生かしていただきたいというのが願望でございますので、よろしく願い申し上げます。

会長

はい、大澤委員。

大澤委員

城南町の嘱託員会の大澤と申します。ただ今人口という点で言われましたけれども、私共は12頁で要望書を出しておりまして法定協議会の中でも要望が出されております。そのようなことで次の項目の地形とか地物というようなものも踏まえて私共の要望を是非お聞きいただきたいというふうに思っております。これは先ほど富合の方からも出ましたけれども、若干私の場合はニュアンスが違います。是非一つ要望の件、お願いしたいということでございます。

会長

城南町からのご要望でした。他にいかがでしょうか？

牧野委員がおっしゃいましたように、単純に人口で区割りを決めるということではこれは絶対ないわけで、いろいろな要素を合わせて加味するということだろうと思います。さっきの米村委員のご質問でいくつぐらいかというご質問だったんですが、すごく大雑把な検討をつけるとすれば熊本市の人口の72万人を15で割ると5か6かそれくらいになるというのはあるんですが、それは単純に機械的に計算した数字です。でも、そういったものは検討としてはある、それにどのようにプラスするかマイナスするかかそんなことかなと私は個人的には思っております。会長の立場では全然ありません。検討をつけるためにはそういうことかなと思ひまして、ご参考までにお話しただけです。

他にいかがでしょうか？人口要件についてよろしいでしょうか？

(はい、との返答。)

会長

では、そうしたご意見が出たということで事務局はこの後の作業を進めていただきたいと思います。

それでは、2番目の「面積規模及び地形・地物」についてご説明をお願いいたします。

事務局

ここで記載しておりますとおり、区役所までの時間距離等の地理的条件や交通体系といった実情に配慮して各政令指定都市は区割りをなさっております。ここで後段に書いております地形・地物というのはコミュニティを分断しているような大きな河川でございますとか山でございます。先ほど大澤委員さんがご指摘になられました要望書の中では緑川を一つの大きな地形・地物と位置づけて要望がなされているところでございます。すみません、再び26頁の方を見ていただきたいと思います。この地形・地物につきましては、いずれの政令指定都市も考慮するとされておりますが、浜松市さんは「必ずしも分断要素とならないことにも留意」というただし書きを付けられております。これは現在の道路網の整備等によりまして先ほど言いましたようにコミュニティを分断しているような地形・地物というのはかなり少なくなっているということを考慮されまして浜松市さんの場合はこのようなただし書きを付けられているところでございます。地形・地物は以上でございます。

会長

「面積規模及び地形・地物」について、他の政令指定都市もほぼ共通した考え方ということでのご説明でしたが、これについてはいかがでしょうか？

はい、上野副会長。

上野副会長

おそらくこの要件に該当するんだろうと思うんですが、違う郡が新しい自治体になるわけです。そういう郡の成り立ちはおそらくこういう地形・地物というのも大きかったのかもしれませんが、ある意味の歴史性と言いますか、繋がり、こういうものも含めてこの面積、地形・地物というもののの中で考えていくということによろしいのでしょうか？

会長

いかがでしょうか？

事務局

郡の成り立ちというのはどちらかというとコミュニティの方に入ろうかと思えます。昔からのコミュニティがそこに存在していたと。必ずしも地形・地物で郡が割ってあったとも言にくい部分もあるかと思いますが。

上野副会長

いずれにしてもそういう観点というのはどこかに入っていればもちろん全然構わないです。わかりました。

会長

他にいかがでしょうか？昨日、現地を視察していただいた際に私はいずれの地区でもご質問させていただいたのは、公共交通機関、それから熊本市中心部への便数とか所要時間、そんなことについて質問したんですけども、そうしたことがここで考慮されるということによろしいんですか？

事務局

はい。

会長

その際にこの役割を引き受けてからいろいろな市民の方からご意見をお伺いするようになっているんですけども、特に市営バスです。私も新聞でしか知りませんが、市営バスが市の手を離れるというような報道もなされておりまして、市営バスが無くなって区役所が同じ区の中でも遠いところになったらどうするのですか？という話と聞くんですが、そのことについては何かお考えでしょうか？

はい、事務局。

事務局

市の交通局で運営しております市営バスの方を徐々に民間の方に移譲していくというのは交通事業の健全化の計画ということで方針を打ち出しているところです。ただ、現実問題としては路線自体を廃止するということではなくて、あくまでも民間の方に移譲して民間の方で運営していただくというような形で移行していくということで考えております。ただ、区割りが想定されましたならばその中で交通機関がはたして区役所がどのくらい便利なのかということを見ました時に、やはり既存の路線で便利さがある程度確保されていればそれでいいのかもしれませんが、これでは少し不便だというような時にはその区の中でのいわばコミュニティバスのものをやはり考えていく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。既存のバス路線以外にも新たな交通手段も検討するというようなお話だったかと思います。

他に何か委員さんからご質問ありませんか？

はい、どうぞ赤星委員。

赤星委員

特に地形・地物に焦点を置いた質問なんですけれども、今熊本市では白川、熊本城とかコミュニティを作るにおいても地形が作用しているというのは何かそういうのがございましたら。あるいは無かったら是非次の時にそういう地形での考えるにあたってのものが欲しいです。緑川は先ほどありましたけれども、他にも何かあるのかどうか。

事務局

白川全部ではございませんけれども、黒髪から託麻方面にかけましては白川を境に龍田小学校区あるいは託麻校区というふうに分かれております。中心部の方になりますとなかなかそういうわけにはまいりませんので、子飼橋上流ぐらいにつきましてはそのようにコミュニティが分かれているという地域はございます。また、金峰山系、本妙寺山系の頂上付近を境に花園校区と旧北部校区というのが分かれているというような実例は部分的にはございます。

会長

はい、ありがとうございました。よろしいでしょうか？

他にこの2番についてご質問はありませんか？

はい、南委員どうぞ。

南委員

区割りの問題と関係が将来的にはこういうことも関係しますのでちょっとお尋ねしたいことはごみの問題です。今非常にごみの問題がクローズアップされておりますけれども、私共が住んでいるところは市内の中心街で商業地区でございます。それで全部事業ごみは特定の業者に頼んで収集してもらっている状況なんですけれども、一般家庭のごみの収集に当たって再三熊本市も努力されて説明会を数度にわたって地域の住民のためにそういう会を開いていただきまして私も何度もそれに参加をしたんですけれども、その結果ごみの有料化ということで指定のごみ袋に入れて出すことになりました。非常に新聞等を見ているとごみがすごく減量になっているということを聞いております。これから地域が熊本市と植木と城南と富合と広がって大きくなるわけでございますけれども、ごみに関わる区役所の働きはどうなるのやら。一番ネックにある熊本市が号令を発して全部統一なさるのか、それとも役所ごとにその地域にあったごみの処理法をお考えになるのか。その辺のところもこれから先私たちは生活者としてしっかり考えていかなければならないかなというふうに思います。ただ、行政面のどうのこうのということではなくて、生活者としての意見がございましたので申し上げさせていただきました。

会長

ありがとうございました。

はい、事務局。

事務局

一般家庭ごみの収集処理につきましては、区役所を設置した場合でも現在の方法と基本的には変わりません。例えば収集にまいます職員もクリーンセンターというのが市内に3か所ございましてそちらから出ていっているわけでございますけれども、それをまた区役所に置き直すということは今のところ考えておりませんで、今の体制と同じ形で収集をして処理をするということで考えております。ただ、合併町の植木、城南についてはそれぞれ広域連合、あるいは事務組合で処理をされている部分がありますので当面の期間はそちらの広域連合なり事務組合等で同じ方式で行っていくという形でございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

そうしましたら面積、地域・地物についていろいろご意見お伺いいたしましたけれども、今のご意見を踏まえて今後より具体的な熊本市の基準をご検討いただけたらと思います。

次の議題3番目に移らせていただきます。「地域コミュニティ及び通学区域」という考え

方、基準についてご説明をお願いします。

事務局

地域コミュニティの問題につきましては、どの政令指定都市も非常に重要視して区の編成を行われております。まずは小学校区域は分断しないというのはどの政令指定都市も一緒でございます。ただ、中学校区になりますと、中学校区もできるだけ分断しないということでございますが、今中学校区になりますと緩衝区域で一つの小学校が二つの中学校に行くというような小学校もございますので中学校区もできるだけ分断しないという方向でされております。本市におきましても小学校単位といたしまして校区自治協議会というコミュニティの単位を作っておりますので、これは分断しないようにお願いをしたいというふうに考えております。さらには合併した町、これもどこまで遡るかにもよりますけれどもこれも一つのコミュニティの単位でございますのでこれは分断しないように注意する必要があるだろうというふうに考えております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。小学校区は分断しないと。中学校区もできるだけ分断しないようにしますと。若干扱いが違うかもしれませんが、そういうお考え。それと合併した3つの町に対しても分断しないというご説明でした。そのあたりはよろしいでしょうか？

はい、吉村委員どうぞ。

吉村委員

今の学校区の問題なんですけれども、現在中学校の場合に校区を分断しているのがあるんですね。そういうのは今後変更されるという形になりますか？それとも従来通りという形になるのですか？そこら辺はいかがでしょうか？

会長

いかがですか？

事務局

具体的にはたぶん井芹中あたりは現在旧北部の一定地域の方が井芹中の方に通学されております。このような問題につきましては調整が必要かというふうに考えております。植木町もございます。

会長

区の設置に関しては分断しないという意味ですね？

事務局

はい。

会長

よろしいですか？

吉村委員

分断しているところもある程度見直しをしていくというふうに考えられますね？

会長

そうですね、ここの校区についてはということです。

はい、織田委員どうぞ。

織田委員

まず、小学校については分断は考えられないということで安心しましたけれども、中学校区についてです。今出ておりますように2つあるんです。例えば藤園中学校につきましても五福、慶徳、それから城東。これは全域が含まれますからまったく問題ないだろうと思います。そういう学校が21校あります。そういうところは分断しないでいただきたい。と言いますのが、青少年育成とかいろいろなコミュニティ関係で今も中学校区で活動しておりますのでそういうところは途中で間に線が入るようなことはないようにお願いしたいというのが2番目です。それから3番目は今出ましたように校区によって例えば白川中学校を見ますと白川と大江は全域行きます。ところが白山の一部が来るわけです。白山のもう一部は出水に行きます。ですから、その辺で線を引かれた時に中学校区の見直しというのは出てくる可能性があるんです。だからそこを最小限に抑えるような方法はないだろうかという配慮をできたらと思います。

会長

はい、南委員どうぞ。

南委員

今学校区のことが出ておりますけれども、私は城東小学校の関係でございます。もちろん藤園中学も関係しております。それで城東小学校の場合はだいたい学校そのものが電車で通りにあった学校が戦後今の位置に移転したわけでございます。それでどちらかと言うと校区の一番端の方に位置するわけでございますけれども、だんだん城東校区というのは市街化のために商業地区になってしまっていて住んでいる人たちが少なくなり子供たちが大変少なくなっております。それで教育委員会の方からだんだん緩和されまして上熊本地区の方

まで城東小学校に来ている状態でございます。上熊本の方と申しますと池田小学校の校区でございます。そうすると卒業式とか入学式とかそういう式典の時には城東校区の民生委員さんも来ているし、子どもたちが来ている池田小学校区の民生委員さんたちも来ている状態です。だから非常に錯綜した状態でございます、何々町内の児童委員の方とか紹介があります時にどこどこ校区の何町内とはおっしゃらないので12町内が2つあったり、いろいろ大変な問題になっているんですけれども、その中学校区で分断されますと結構藤園中学校に来ないで池田校区の上熊本地区の方にいる方は京陵中学校に行ったりする方もいらっしゃるわけであるならばその地域の活動としては上熊本地区の方たちが一生懸命城東校区のいろいろなことに参加し、藤園中学校のいろいろなことにも参加し、みんなそういうコミュニケーションを持っている間柄なので池田校区が外れないような中学校区で分断されては困るなという思いがあるわけです。非常に複雑な地帯でございますのでその辺はご考慮いただきたいと思います。

会長

中学校区で分断するということには少し配慮をしていただきたいというご意見だったかと思います。

他にいかがでしょうか？小学校区については基本的に分断しないということについては皆さん大体よろしいということでしょうかね。中学校区についてはいくつか出たご意見を踏まえて今後の基準づくりのご検討をお願いしたいと思います。

それでは、4番目「公共機関の所管区域及び選挙区（国・県）」ということでご説明をお願いいたします。

事務局

各政令指定都市ともに国・県の機関の所管区域、あるいは国・県の議員の選挙区、特に国の議員の選挙区については留意することが望ましいというふうにされております。先ほどの中学校区と関連する話にもなろうかと思いますが、西山中学校は一新小と城西小で一つの中学校ですけれども、一新小は熊本1区でございます。城西小は熊本2区でございます。これを選挙区という線を出すと逆に中学校区を分断しないといけなくなるというような話になろうかと思いますが、この辺は相矛盾する部分がございますけれども、出来る限りというところで整合性を確保すべきだろうと考えております。

会長

公共機関、それから選挙区についての考え方でございますが、いかがでしょうか？

さっきの西山中学校も井芹側でかなり分断されているんですよね？

事務局

ここの一新小学校は1区ということです。小学校自体を分断されております。

会長

だからいろいろな要素が複雑に絡み合っているその中でご判断していただきたいということになるかと思います。よろしいでしょうか？

(はい、と返答)

会長

では、4番については特段ご意見ございませんでしたので、原則としてはこういう方向で作業していただくということにしたいと思います。

それでは25頁2番目の「区役所位置の検討に当たっての基準についての考え方」他の都市の例ですがご説明をお願いします。

事務局

これは一括して1番から4番までご説明申し上げたいと思います。まず「既存施設の活用」ということでここに記載しておりますように限られた期間内に区役所の体制を整備するために活用できる市有の施設につきましては最大限考慮する必要があるというふうに各政令指定都市も考えておられます。もう一度26頁の方をお開きいただきたいと思いますけれども、この一番下の欄でございます。静岡市さんでは2つの施設を活用されまして、これは旧静岡市役所と清水市役所でございます。新たに1つ新設をされております。新潟市さんの場合、多くの市町村と合併されておられますのでそういう市町村の役場を区役所とされておられます。浜松市さんの場合は既存施設を活用したのが4でございます。新たに3つの区役所を新設されておられます。岡山市さんは第1回でもご報告しましたけれども、最初は3区を予定されておられましたので、最後に出来ました中央区というのは現在民間施設を借り上げて運営されておりますけれども、将来的には新設も検討されていると聞いております。

続きまして「用地確保の可能性」でございますけれども、これも政令指定都市移行までの期間を考えますと民有地を新たに買収するということにつきましてはかなりの時間が必要になってくようかと思しますので市の持っている用地、あるいは県が持っている用地の活用というのもご検討いただけたらというふうに考えております。

「交通の利便性」でございますけれども、先ほど会長の方からお話がありましたように、区役所の時間距離ができるだけ短くなるような例えばコミュニティバスの活用なども考えながら利便性の向上に努めていかなければならないというふうに考えているところでございます。

4番でございますけれども、単に区役所に来るだけではなく、そこでお買い物を済ませるとか病院を済ませるとかというようなことを考えますと近くに公共施設や商業施設、そういうようなサービス機能が一定の水準で集積されている場所が望ましいというふうに一般的には言われておりまして他の政令指定都市もそのような場所に区役所を設けられております。以上でございます。

会長

ありがとうございました。他都市ではこのように書いてありますような1番から4番までのようなことを基準として区役所の位置を検討したということですが、何かご意見、ご質問等はありませんか？

はい、林委員。

林委員

2つあります。1つはお尋ねと1つはお願いなんですけど、1つのお尋ねは26頁の一番下に新設が1か所とか3か所と書いてありますが、新設にはよほどの理由があると思いますので理由がわかれば教えていただきたいというのがお尋ねです。もう1つのお願いですけども、数字はわかったんですけども既存のサービスが今後改変されることにも繋がってまいりますので、それは政令指定都市に移行した後の各その住民の方のアンケート、生活しやすくなったのかとか住みにくくなったのかとかそういうアンケートの集計があったら参考までに調べて見せていただくと単に人口がどうだとか地図上の面積とか数字だけでは測れない、本当は住みやすく、暮らしやすくなるのが目的だし、住みにくくなるのではないだろうかという不安を抱えるからこういうやって話し合いをしなくてはいけないのでそのところお願いしたいんですけども。アンケートがありましたら調べて教えてください。

会長

2つご要望ありましたが、いかがでしょうか？

事務局

まず、2点目のどの市も住民説明会を行ったり、区役所の位置につきましての住民説明会等は行われておりまして、新潟市では約3万件ぐらいの住民の方のご意見が出たというふうに聞いておりますので。

会長

ではなく、移行した後についてのお話でしたね？

林委員

はい、そうです。

会長

政令指定都市になって便利になったかどうかについてアンケート調査をやったところがあるかと。あったら結果を教えてほしいということです。

事務局

すみません、それはどこもまだやったというふうには聞いておりません。これは調査させていただきたいと思います。

ご質問の新設につきましては植木町のところで検討いたしましたけれども、資料の9頁に新設をしました区役所の事例をあげさせていただいております。26頁の表では静岡市と浜松市の例をあげさせていただいておりますけれども、それぞれ市民の方の利便性あたりを考えた場合、適当な既存施設がなかったということで新設をされておりまして、静岡市さんの場合は1か所、浜松市さんの場合は3か所新設をされているところでございます。ただ、ご覧いただきますように建築費だけでどこも10億円程度かかっておりますのでこれは用地は別でございます。従いましてできるだけ既存施設の活用というのは検討していかなければならないことだろうと思っております。

会長

林委員、よろしいでしょうか？

林委員

もしアンケート等何かあったらその時にまた後日でもいいですから政令指定都市に移行した後の住民の方の生の声などわかればこちらの参考になりますので、お調べいただくのも大変でしょうけれども、よろしくお願いします。

会長

あと静岡市と浜松市については私昔住んでいたので説明できるんですが、要するに合併した周辺の町村は昔の役場とがありますのでそれを区役所に使うということ是可以するんですが、合併の中心になった市というのは大きい市役所があつて、あとは支所みたいなのがいくつかあるだけで支所は区役所の機能を吸収できないということで静岡市の駿河区というのも新しく新市街地みたいなところですからそこに1つ作ったと。浜松市も同じように浜松市の区域内に市役所と別に何カ所か作ったと、そんなところです。私の承知している範囲では。要するに既存の施設がないということです。

はい、赤星委員。

赤星委員

既存施設の活用、本当に最大限それをしてほしいと思います。熊本市の場合、大江市民センターとか東部市民センター、住民にとってもいろいろなことがそこで出来るということでインプットされておりますし、高齢者なんかどこが新しいところなんだと動揺されるぐらいだと思いますので、なるべく今の市民センターを最大限活用する方向でお願いしたいと思います。それから植木を見ましたけれども、あんなに素晴らしい建物。あれをおいて違うのを作るというのは考えられないなと思いましたけれども、本当に既存施設の活用を最大限お願いしたいです。

会長

何かありますか？

事務局

既存施設の活用は十分に考えさせていただきますけれども、市民センター、昨日ご覧いただきましたように実務スペースはごく小そうございます。公民館を改造すれば済む話でしょうけれども、これは住民の皆様が公民館を非常に利用されておりますのでご納得できないというふうに考えておりますので、この辺はその素案がお示しいただきましたならば市が持っております施設を全部図面と写真をつけまして委員さん方でご検討していただきたいと思います。

会長

他にいかがでしょうか？

はい、林委員。

林委員

すみません、19頁の3と書いてあるところに「地方自治法第252条」これが気になるんですけども、出張所は窓口の延長であり市役所直轄の出張所を設けることができないと書いてある。これは理由があれば特例は認められるのでしょうか？

会長

はい、どうぞ。

事務局

ただ今のご質問にお答えいたします。これは市役所直轄では置けないということです。あくまでも出張所を置く時は区役所の一部、区役所の出張所として置くことができるということでございまして、市役所が直轄で行うことはできないということを自治法は謳って

おります。

会長

よろしいでしょうか？

林委員

わかりました。ありがとうございました。

会長

それでは、上野副会長。

上野副会長

今日のご審議で一定の人口規模とか地形とか面積は大分違うかもしれないけれども利便性をという話も出ましたし、そういうものから次に進んで具体的な区役所の場所を決める時の基準について考えましょうということでお話があっているんだと思いますが、ここに4つ書いてあることは誠にもっともなことで現実的に場所がなければいかんともしていますが、そのところはよくわかるんですが、もう片方で新しい区役所ができるところはどうしてもその区の中心性を持っていくような場所になっていくんだろうと思います。逆に言えばこれまで市町村合併、あるいは県事務所の移転などもそうなんです、妙に空いているところに持っていったおかげで町が壊れてしまったとか、こういうことも現実にはおこっております。ですからこの4点に加えてやはり将来の区の発展するような場所、そういう観点が何なのかと言われると難しいんですが、やはり一つ一つの区の有りを考えながらその中で一番ベターな場所にと。たまたまそこに国の用地があったとか県の用地があったとかいうだけではない視点も大事なのかなという気がいたしました。

会長

ありがとうございました。区役所の設置につきましては、今お伺いしたようなご意見を元にこれから事務局で基準を策定していただきたいと思います。もう一つ、今日の審議会の最初からいろんな方からご意見がありましたけれども、先ほどの合併協議会での協議の結果、城南町それから植木町それぞれからご意見があったわけですが、こうした城南町からのご要望、それから植木町との合併協議会での承認事項について今後この審議会でもどのように取り扱っていったらいいかというのを残りの時間で少し皆さんのご意見をお伺いしたいと思うんですが、いかがでしょうか？

はい、赤星委員。

赤星委員

植木町と城南町、特に植木町は納得したんですが、城南町の申入れ書に対して先ほどご意見ありましたように、富合地域の方は自治体、住民の方のご意見を出すこの場というのがあったのか、そこからの要望書は出ていないのかをお聞きしたいのですが。

会長

事務局いかがでしょう？

事務局

実は、城南町の要望書を提出されます際には富合の特例区長さん、前の村崎町長さんがご一緒に出されておりますけれども、要望書という形で先ほど区長会の会長さんからお話がありましたように区長会というような形での要望書というのは出ておりません。

会長

はい、赤星委員。

赤星委員

この１２頁の要望書を富合地域の方が一緒に持ってこられたというご説明ですか？

事務局

はい、そうでございます。１０月１３日に城南町の八幡町長さんと。

赤星委員

その場合、普通だったらここの上の署名がございますでしょうか？それがないので署名が無くて持ってこなければいけない。気持はあったんだけど署名するまでに合意が得ていないのではないかなと思ったんですが、どうなんですか？

事務局

失礼しました。私が正確に把握しておりませんで申し訳ございません。要望書自体は別個出されておまして、口頭での要望というのを八幡町長さんと村崎特例区長さんが市長にされたというふうに聞いております。申し訳ございません。要望書自体は城南町が単独でお出しになられております。

会長

はい、赤星委員。

赤星委員

ですから、富合地域の文書として要望書はないわけですね？

事務局

はい、ございません。

会長

片方は独立した地方公共団体であるし、片方は熊本市の中の合併特例区という違いはあるかと思いますが。

赤星委員

だけでも、要望に来られるぐらいですからね。

会長

ま、出そうと思えば。

はい、岩永委員。

岩永委員

今の意見については、私たちも詳しいことは知りません。それで一方的に城南町の八幡町長さんがそういうことで言われるのはわかりますけれども、富合は富合の考え方というものもありますので、そこはじっくり意見交換、話し合いをしてからしてもらいたいと思います。はっきり言って富合の方は去年の１０月６日に熊本市になりましてそういう決議をする機関ありませんし、ただ一熊本市としての富合町でございますので、そういう点も十分考慮に入れてしていただかないと昨日の繰り返しになりますけれども、昨日の新聞を見てもあれ？というような感じに率直に思ったわけです。城南町とどうのこうのとは言いませんけれども、そこだけははっきり意見交換をしていただかないといけないと思いますので、特にその点はよろしく願いたいと思います。

会長

ありがとうございました。

はい、竹原委員。

竹原委員

執行部にお願いですけれども、両市町村の町民の立場でサービス低下につながらないような幅広い視野に立って町内論議をしていただいて今度のこういう会議に皆さんが出席していただきますこと強く要望しておきます。

会長

他にご意見が無いようでしたら今日皆さんからいただいたご意見を元に熊本市の行政区の編成と区役所の位置を決めるための基準に向けて事務局で次回そのたたき台を作ってここに出していただけたらというふうに思います。今日の議論の中でも例えば小学校区は分断しないでほしいといったような委員の皆さんの基本的な合意が得られたものもありますし、そうでないものもありますので、個々のご意見をよく踏まえていただいて作業を進めていただけたらというふうに思います。そういうことで次回の審議会はそうしたことを議論します。また今日の資料に出ていなかったような熊本市としては独自にこういった基準を作ったかどうかという意見がありましたら次回に皆さんご提案いただけたらというふうに思います。

それでは、最後に「その他」となっておりますが、事務局からお願いします。

事務局

恐れ入ります、次回の開催日でございますけれども、あらかじめ委員の皆様にご都合を伺っておりまして全員の皆様がお揃いという日がなかなかございませんでしたけれども、一番ご都合のいい日が12月3日木曜日でございますけれどもこの午前中ということでございましたので午前10時から第3回の審議会をお願いさせていただけたらと考えております。

会長

12月3日木曜日午前10時からということでお願いしたいと思いますがよろしいでしょうか？それではそういうことでお願いいたします。

他に事務局からはありませんか？

事務局

ございません。

会長

そうしましたら以上を持ちまして本日の審議会を終了させていただきたいと思います。長時間にわたり議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。次回もよろしくお願いいたします。

終了時間 16時50分